

講師謝金支給基準(令和8年度)

1. 会議出席謝金(懇談会等行政運営上の会合への出席に対する謝金)

(単位:円)

区分	令和8年度単価					
	会長		委員(会員)・臨時委員		幹事・専門委員	
	日額	時間単価	日額	時間単価	日額	時間単価
①	17,100	8,500	14,600	7,300	12,100	6,000
②	15,000	7,500	12,400	6,200	10,100	5,000
③	12,800	6,400	10,300	5,100	7,900	3,900
④	10,700	5,300	8,200	4,100	5,900	2,900

- (1) 区分①は、地方支分部局が開催する会合で最も上位とすることが適当としたもの。
- (2) 区分②は、地方支分部局が開催する会合で上位とすることが適当としたもの。
- (3) 区分③は、地方支分部局が開催する会合で一般的なもの。
- (4) 区分④は、他の区分より下位にすることが適当としたもの。
- (5) 時間単価を適用する時間は2時間未満とし、それ以上の時間招集する場合は原則として日額を適用する。
- (6) 時間単価を適用する場合の支払単位は1時間とし、端数については、30分未満は切り捨て、30分以上は切り上げとする。ただし、全体で30分未満の場合は1時間とみなす。
- (7) 国家公務員が公務として出席する場合は支給しない。

2. 講演等謝金(講演会・研修等において講演や講義を行う講師等に対する謝金)

(単位:円)

令和8年度単価		分野別職位等			
区分	時間単価	大学の職位	大学の職位にある者の平均勤続年数	民間	地方公共団体等
①	11,800	大学学長級	17年以上	会長・社長・役員級	知事・市町村長
②	9,300	大学副学長級			
③	9,200	大学学部長級			
④	8,400	大学教授級1	12年以上	工場長級	部長級
⑤	7,700	大学教授級2		部長級	—
⑥	6,900	大学准教授級		課長級	課長級
⑦	6,300	大学講師級	12年未満	課長代理級	室長級
⑧	5,100	大学助教・助手級		係長・主任級	課長補佐級
⑨	4,100	大学助手級以下1		係員1	課員1
⑩	3,100	大学助手級以下2		係員2	課員2
⑪	2,100	大学助手級以下3		係員3	課員3

- (1) 講師の知識、経験及び社会的知名度等により、別表によることが不適當であると認められる場合には、担当課と会計課において協議することとする。
- (2) 国家公務員が公務として講師等を行う場合は支給しない。
- (3) 謝金を支給する場合は、1時間未満の時間は1時間に切り上げることとする。
- (4) 支払単位は1時間とし、1時間未満の端数がある場合は、30分未満は切り捨て、30分以上は切り上げとする。ただし、全体で30分未満の場合は1時間とみなす。
- (5) 会議等以外における講師等の謝金が発生した場合は、担当課と会計課において協議することとする。